

十三、經 過

1、罷 業 決 行

五月二十四日解雇されたる兩名は全總九州聯合會に來渡を求め再三兒玉組を訪問し復業を要求したるも兒玉組は人夫入積業者に責任を轉嫁して應ぜざる爲六月十三日午前九時繰勤人夫中十九名を糾合し一齊罷業を決行し現場に座り込み代表者を以て前項の要求をなしたる處即座に一蹴せられた。

2、兒玉組の態度

兒玉組は人夫の罷業と同時に門司方面の同業者より人夫の配給を受け依然作業を繼續し強硬なる態度を持し責任を轉嫁して譲歩せず

3、暴行傷害事件發生

争議團は罷業の効果舉らざる爲繰勤人夫に請し就勞中止を懇請したが應ぜざるを以て遂に翌十四日争議團員十六名が繰勤人夫三名を毆打し傷害を與ふるに至つた。

4、會社側態度

會社側は請負所屬仲仕の争議にて直接の關係なしとの見解を有し居れども本年四月の一部職工争議以來組合の影響下に在るを以て充分なる注意を拂ひ一切の容喙を差控へた。

5、全總同盟九州聯合會の應援狀況

應援の全總九聯は争議團員十六名（一名は釋放）が傷害事件を引起して以來争議よりも寧ろ本事件に主力を注ぎ相當額の費用を負擔し且つ家賃の狀態からも早急なる解決を希望し七月九日保釋出所の争議團員の意見を徴し兒